

第5回企業取引研究会

議事要旨

【日時】

令和8年6月29日（月） 15:00～17:00（現地とオンラインのハイブリッド会議）

【出席】

○委員出席者：神田座長、魚住委員、及川委員、岡室委員、加毛委員、郷野委員、滝澤委員、
多田委員、土井委員、中島委員、仁平委員、原委員、松田委員、松本委員

○事務局：公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課、優越的地位濫用未然
防止対策調査室

中小企業庁 事業環境部 取引課

○オブザーバー：金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、特許庁

①物流特殊指定の改正、支払告示・支払告示運用基準の制定、優越ガイドラインの改定、知財取引指針の策定について〈報告〉

- ・ かなり短い期間でサプライチェーン全体に規制が行き渡るようにしたことは高く評価できる。今後もサプライチェーン全体での適切な取引が定着していくための取組をお願いしたい。
- ・ 着荷主に規制がかかることは画期的である。これまで物流特殊指定はなかなか使われなかった状態であったことを踏まえ、周知の徹底とともに執行の強化をお願いしたい。また、多重取引関係に入っている様々な物流事業者の末端にまでしっかりと周知し、物流契約にどこまで書くか、着荷主からの要請があった場合にどのように迅速に報告するかを考える必要がある。
- ・ 必ずしも着荷主がコントロールできない事情においても着荷主に責任を負わされるのではないかという懸念があるため、制度の運用において企業負担が過度に増えないよう配慮してほしい。支払条件の適正化については、受注側の資金繰り改善だけでなく、発注側の資金需要にも目配りが必要であり、関係省庁・機関との連携も期待される。
- ・ 優越的地位、正当な理由、実効的な協議といった文言についての判断基準や具体例をより具体的に、明確に示してほしい。また、優越ガイドラインに追記された実効的な価格協議の拒否・無視といった事例に該当する行為については、取適法と同様に牽制機能を効かせていただくような取組をお願いしたい。
- ・ 物流特殊指定の改正や支払告示の制定、優越ガイドラインの改定については、まだ浸透が足りない部分もある。特に支払告示や物流特殊指定はサプライチェーンの末端にいる従事者に知ってもらうことで初めて機能するものであり、経済団体等のチャンネルも活用しつつ、プッシュ型の広報を実現してほしい。
- ・ 取適法と物流特殊指定との関係や国土交通省所管の法律との関係が分かりにくい。周知広報の際には他省庁所管の法律も含めて一元的に分かるものがあるとよい。また、規制の運用がうまくいかない部分があれば柔軟に修正するといった対応があってもよいのではないか。
- ・ 知財取引指針について、従前様々なところに散在していた情報を一元化し、立派な指針

ができたことは喜ばしい。次はこの指針にどのように実効性を持たせていくかが課題である。また、独占禁止法が適用されるかの線引きを明確にできれば、イノベーションの促進につながるのではないかと。

- ・ 実態調査を継続的に実施し、動向を踏まえた更なる制度整備の検討をお願いしたい。
- ・ 今回の規制を実現するため、広い意味での「エンフォースメント」として、執行だけではなく広く継続的な周知広報を期待したい。

②今後の企業取引研究会について

- ・ 中東情勢を背景としたコスト上昇や価格転嫁の状況についてアンケート調査を実施し、転嫁の実態を調べるとともに、取適法がどの程度貢献したかを明らかにすることで今後の課題も見えてくるのではないかと。また、日本に健全な価格転嫁の慣習を根づかせるためにも、暗黙の協調とカルテルの線引きを明らかにしておく必要がある。加えて、これを背景とした原材料高騰や便乗値上げ的な行為への対応及び日本の卸という商慣習の見直しについて、今後の研究会での議論を期待する。

(文責：企業取引研究会事務局 速報のため事後修正の可能性あり。)